

◇泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 質問に入る前に一言述べさせていただきます。

ご承知のとおり、私はこの一般質問が町議会最後の質問となります。皆様には長い間大変お世話になり、ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

町長の政治姿勢について、6点にわたり質問いたします。

国の三位一体改革により、地方自治体の財政運営が厳しさを強いられており、町民生活に与える影響も大きくなっています。

町長は、施政方針の中で財政的な合併効果を上回る規模で歳入を縮小させ、事業推進における町負担の増大をもたらし、行政経営により意を払わなければならない状況と述べておりますが、これが国のやり方であり、合併を強力に推進してきた国のねらいの本質もここにあると思うものです。

そこでお伺いいたします。

町政運営の基本方針の中で町長は、「合併の本旨に立ち返り、かつてはこうだったという認識を改め、公共施設のあり方についても根本から議論するなど、将来に向かって何に投資し、何を削減すべきかを改めて検討し、歳入規模に見合ったスリムな行政運営を模索していく」と述べていますが、合併の本旨とはどういうことかをお伺いいたします。

町民の中には「合併前に比べ住民サービス後退や負担増の方が目につく。合併前がよかった」という声もありますが、もし仮にこのような認識を改めるというのであれば、それは少し違うのではないかと考えるものですが、いかがですか。

スリムな行政運営ということについてむだがあるとすれば、むだをなくすことについては、もちろん賛成ですが、住民サービス後退にならないようにすべきです。

経費節減イコール効率性を追求すること自体は、住民の税金が財源の基本である以上、当然のことですが、経費節減を自己目的に住民の安全や生命、サービスを犠牲にすることのないようにすべきであり、かつてはこんなによい制度をどうしたら全町に広げられるのかを模索していくべきではないでしょうか。

平成19年度の主な取り組みの中で、可燃ごみの有料化について検討、調整とありますが、どのような検討をしているのかお伺いいたします。

全国的にはごみ袋に料金上乘せなどを行っているようですが、有料化イコール不法投棄の増加 も

心配されます。いずれ増税やたび重なる社会保障制度の改悪のもとで、住民の暮らしが日々厳しくなっています。これ以上の負担増は、極力避けるべきと考えるものですが、ご見解をお伺いいたします。

障害者自立支援法についてお伺いいたします。

国が一定の改善策をとったとはいえ、障害者サービスに応益負担を課するという自立支援法の性格が変わったわけではなく、2008年度までの経過措置となっています。障害者の負担軽減は、重要な課題です。応益負担から応能負担に戻させるとともに、特に低所得者、障害者家庭への支援を拡充することが急がれます。これまでも何度か質問してきましたが、町独自の軽減策を求めるものですが、いかがお考えでしょうか。

学区再編を視野に入れた学校教育の将来構想、望ましい学校規模のあり方や教育環境について検討する委員会の設置とありますが、学校の統廃合を視野に入れたものと考えられます。統廃合については、慎重を期すべきと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、目標管理制度についてお伺いいたします。

行政経営プランに基づいた目標管理制度を導入し、効率的な行政サービスの推進に係る取り組みの実施とありますが、目標管理制度は、成果主義の根幹をなすものであり、人事や賃金に格差をつけることにつながり、住民サービス低下にもつながりかねません。

民間企業ではこの制度の導入により、職場で協力し合って仕事をする空気がなくなり、人間関係が壊れて、長時間労働で健康破壊が進んでいる。経営者が望んだやる気を起こさせるといのが全くできていない。むしろ失われている。こういう状態が起こっています。

川崎市では、昨年4月、人事評価制度を導入しました。住民に身近に接する職員の間で市の方針に沿って福祉を切り詰めることが評価につながるのではないかとの懸念が出されています。

「市民の役に立つ目標を持って働くのはいい、しかし、お金を絡めて職員を競わせる仕組みになっていることが怖い」という職員の声が出ています。

川崎市では行革の流れの中でこの制度が導入され、「住民サービスを改善する目標もありますが、福祉の分野では財政効果を上げようと思ったら、サービスを切り詰めるか、負担をふやすしかない。これで市民の暮らしがよくなりますか」という職員の声も出ています。

職員が目標設定に頭を悩ませていた春先、評価者である管理職の職員も重い気分だったとのことです。「どんなに市民のために頑張ろうとしても、それを評価し、応援するような制度になっていない。むしろ評価ばかりに目が向き、住民のための仕事が成り立たなくならないか。自治体の仕事に成果主義が必要ですか」。このような声が出されています。

当町においても、例えば受益者負担金等に係る適正基準の設定において、施行上の注意として 受益者負担金が増加することにより、利用率の低下や再造という悪循環が想定される。住民の理解を得る

必要があるとされています。また、人事評価制度の導入でも職員理解が肝要となるなどの施行上の注意が挙げられていますが、これらをどうクリアするおつもりなのかお伺いいたします。

最後の質問です。子育て新税についてお伺いいたします。

秋田県が県民納税者1人当たり年平均約6,200円の新税導入を盛り込んだ「子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン」を発表しましたが、改めて子育て税に対する町長の見解をお伺いいたします。子育て新税導入に対して、その前に人件費を削るべきとか、歳出のむだを省くべき、あるいは慎重審議をなどと、さまざまな前提条件を出している人たちもいますが、子育て支援や教育は、本来国の責任で行うべきものであり、県民税に税率を上げて取ることは、この前提条件がクリアされれば、やむを得ないというものではないと考えるものです。

私ども共産党仙北地区委員会が住民アンケートを実施していますが、切実な声がたくさん寄せられています。「子育て税についてこれ以上の負担は困る」、「子育て支援や教育は、国が行うべきことなので、県がやることには反対」、「金がないから税を上げるといふなら、私でも知事になれる。もっとむだを省いて、新たな負担なしでやってもらいたい」など、新税を取ってまでやることには反対の声が圧倒的です。

今町民の暮らしは、小泉改革とそれを引き継いだ安倍内閣のもとで、増税、負担増が続き、日々苦しくなっています。町民の生活実感からしても、こういう中での新たな負担増は避けるべきです。ましてや、県民所得が年々後退し、全国最低水準の秋田県が全国に先駆けてやるべきことではないと考えるものです。

町民の暮らしを預かる首長として、県に対して新税導入を断念するよう働きかけるべきと考えるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

前は、基本となる説明がない中でのコメントは差し控えるということでしたが、基本方針が示されましたので、町長の見解をぜひ明確に述べていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についての最初のご質問ですが、合併協時点から議論に参加されていらっしゃる議員はご存じのことと存じますが、地方分権社会への対応、少子高齢化社会への対応、そして、厳しい方向に変化している財政環境に対応することなどが合併の趣旨、つまり本旨です。

現在少子高齢化が一層進展し、さらに三位一体改革の推進に伴い、想定以上の厳しい財政環境にある中で、改めてその趣旨に立ち返って、美郷のまちづくりの事業や制度等を考え直していかなければならない状況にあるものと私は認識しておりますが、その際かつての取り組みや慣例などを基本に置いて振

り返る視点ではなくて、望む美郷に向かって新たな観点での取り組みを創造する。あるいは、変化を受容する前向きな視点で対応していかなければならない旨を表現したつもりですので、ご理解をお願いいたします。

これも議員ご存じのとおりですが、合併に伴いサービス後退や負担増ととらえられる事業や制度もあれば、サービス前進、負担軽減ととらえられる事業や制度もあるのが現実です。それをひっくるめて合併の趣旨に立ち返って考えが必要になっているとの認識です。

私を含め、行政に携わる者だれ1人としてサービス後退や負担増を喜んで臨む者はありません。しかし、現実には財政に限りがある以上、また、社会環境や住民ニーズが刻々と変化、多様化している以上、大義名分の軸がぶれないよう、常に念頭に置きながら、その時々状況に応じて見直しを行い、その時点で見通せる将来を見据え、町が破綻しないように最善の対応をして、住民福祉の向上に努めていくのが行政に携わる者の責務であると私は認識しております。

次に、ごみの有料化についてのご質問ですが、ごみの搬出量については、これまで減量を図るための施策として、生ごみ処理機の処理費に対する助成や再資源化を推進してきておりますが、残念ながらごみの排出量はふえ続けており、平成17年度は平成16年度に対して6.5%増、平成18年度見込みは、平成17年度に対して4.7%増となる見込みです。

大仙・美郷環境事業組合では、これらごみ処理に対応するため、新処分場の整備工事に着手したところですが、構成市町及び環境事業組合では、こうした状況をかんがみ、ごみの発生抑制、資源化を推進する観点で、平成18年度からごみ処理有料化について具体の検討に着手している状況です。

その内容については、県内市町村の取り組みを参考にしながら検討しておりますが、現段階では答弁できる内容にありませんので、今後さらに検討を重ね、方針等が固まり次第ご説明したいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

また、有料化に伴う不法投棄への懸念についてですが、基本的にはモラルの問題ですので、モラルを信じたいわけですが、なお一層意識啓発に努めるとともに、不法投棄監視員による活動の継続や清掃ボランティアの活動推進などで防止に努めてまいりたいと存じます。

また、住民負担についてですが、有料化はどうしても負担増の方向に向くものと存じますが、他自治体を参考にしながら、大仙・美郷の住民各位からご理解をいただける内容にまとめるよう検討の際には留意してまいりたいと存じます。

次に、障害者自立支援法についてですが、昨年4月、障害者がある能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的に、障害者自立支援法が施行され、それまでの保護を中心とした施策から自立に向けた施策へと大きく制度が変わるとともに、利用者負担の仕組みも変わり、サービス利用者は、食費など実費負担のほか、サービス利用料の1割を負担することにな

りました。

この制度改革については、障害者団体などから利用者負担などについて見直しを求める意見が多く、議員ご指摘のとおり、国でも平成19年度4月から制度の円滑な運営のため、障害者自立支援法円滑施行特別対策を実施することになったものです。

今回の措置は、通所や在宅利用者の1割負担上限額を2分の1から4分の1に引き下げることや、工賃を得ている入所者の工賃控除の拡大、利用料の日割り化に伴い、減収している事業者に対する激変緩和措置などですが、負担上限額軽減の対象世帯が10万円未満の所得割課税世帯まで拡大されていて、所得に応じた4区分の負担上限額という応益と応能の組み合わせによる利用者負担は、応能により配慮したものになっています。

障害者自立支援制度は、法律による国の制度であり、制度上の問題は、国が責任を持って改善すべきものと考えていますが、町としても障害者の方々の意見、要望に耳を傾けながら、地域の実情に応じた円滑な制度運営に努めているところです。

以前にもお答えしたとおり、低所得者対策として、負担上限額の設定や定率負担の個別減免、食費、光熱水費等に対する補足給付のほか、今回の改善策による負担軽減が図られておりますので、現在は町の独自の軽減は考えておりません。

なお、経過措置後の独自施策については、今後の国の動向などにも注視しながら、改めて判断したいと考えております。

次に、学校教育将来構想についてのご質問ですが、町内における少子化の現状や児童・生徒数、学級規模の推移については、さきの一般質問への答弁にてお答えしたとおりで、児童・生徒数は減少し、学校の小規模化がますます進んでおります。

このような現状や推移をご理解いただくとともに、適正な学校規模や美郷の教育環境のあり方について検討してもらうための委員会を立ち上げ、今後の新しい時代を展望した教育あるいは教育環境の整備のあり方について提言をいただき、方向性を見出したいと考えております。

もちろん、議員ご指摘のとおり、その議論には学校の統廃合につながることも視野に入れなければならないものと考えておりますが、地域と学校の関係なども認識しながら、慎重を期した進め方になるよう留意してまいりたいと存じます。

次に、目標管理制度についてのご質問ですが、限られた人や財源、資源などで行政のあるべき姿を求めた場合、職員能力の向上は不可欠です。私どもの導入する目標管理制度は、職員能力と職員間のコミュニケーションの向上を目的としておりますので、議員ご指摘の人事や賃金に格差をつけることを前提にはしておりません。

よしんば、制度が成熟し、将来的に人事効果制度への位置づけを考慮したとしても、住民サービスの

低下につながるものにはならないだろうと思います。

例として挙げられた受益者負担等に係る適正基準及び人事評価制度の導入についての施行上の注意の件ですが、これは、組織を横断して立ち上げた職員のワーキンググループからの報告で、それを行政経営プランの参考資料として記載したものです。

報告を受けた内容は、その意義をプランに反映させておりますが、そのまま実施するというものではありませんので、参考資料として位置づけております。

今後具体化の過程においてどのように展開していくかを検討、さらに、内容をご理解いただけるように配慮してまいります。いずれにしてもプランの実施に当たっては、関係者と協議を重ね、ご理解いただきながら進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、子育て税についてですが、1月15日、六郷庁舎において各種団体等の代表の方々とともに、県の子育て税について説明を受けました。議員は、ご参加されていらっしゃるようでしたので、県の説明及び議論の内容はご存じかどうかわかりませんが、私にとりましては、一般財源で担うべき業務と特定財源で担うべき業務の定義づけや負担と受益の関係、税を求めることを理解できる独自性の高い施策であるのかなどについて、残念ながら具体が見えない説明であり、会議の最後に、同様の趣旨を発言させていただいております。

現在子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン（骨子案）が策定され、公表されておりますので、一部については、具体が見えてきた部分もあるものの、以前として不明の部分もあり、もう少し説明を伺いたい側面があります。

また、事業メニューには既に美郷町が町単独で実施している施策もあり、このビジョンが推進されれば、県負担分が町の負担軽減につながる可能性もあるわけですが、だからといって、すべてを理解するものでもありません。不明の部分、例えば目的税が背負うべき受益と負担の関係整理や事業メニューを貫く県としての少子化対策への思想理念、さらには実施主体となる市町村負担に対する県の考え方など、さまざまな点についてもっと具体の説明が必要であり、県にはさらに説明をしてもらいたいというのが現時点での私の見解です。

現在県議会においてこの問題の議論がなされておりますが、私としましては、その質疑応答で不明点が解消できるよう期待しているとともに、県から実施主体となる町村に対して一層の説明機会を持っていただくよう働きかけてまいりたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君）8番 泉 美和子君、再質問ありますか。

○8番（泉 美和子君）再質問はありません。

一言済みません。

子育て支援ですけれども、新聞報道ですけれども、ちなみに大館市長は、新税が導入されて、充実強

化策が実施されれば、市も応分の負担が必要となり、財源の捻出が困難となるおそれがあるということを述べていますけれども、その点について町長いかがでしょうか。再質問はないといいながら、ごめんなさい。その点を私は町としてもこういうことが懸念されると思うんですけれども、今後ぜひこういうことも考えていただいて、態度をぜひ県に対しこういう導入断念の意見を述べていただきたいと要望して終わります。

○議長（伊藤福章君）これで8番泉 美和子君の一般質問を終わります。